

06 外務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	060010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ	都道府県	静岡県、愛媛県外 38 都道府県
		提案事項管理番号	1009010
提案主体名	静岡県、愛媛県外 38 都道府県		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省 厚生労働省
該当法令等	・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節1及び2 ・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一部第六節
制度の現状	<p>○ 現行制度上、介護福祉士候補者として就労を行う在留資格はないが、我が国とインドネシア、フィリピンとの間の経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われている。</p> <p>○ 二国間で締結した経済連携協定に基づき、介護福祉士候補者(滞在期間最長4年)については1回、滞在期間中に国家試験の受験機会が与えられている。なお、候補者としての滞在期間終了後、再度入国して受験することが可能。</p> <p>○ 介護福祉士候補者は、原則として、6か月間の日本語研修を受けた後、介護施設で就労・研修を行う。</p>

求める措置の具体的内容	<p>介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準を条例委任する。</p> <p>条例委任する場合の条例制定基準は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告のとおりとする。</p> <p>※介護保険施設等</p> <p>老人福祉法</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>介護保険法</p> <p>指定介護老人福祉施設</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>指定介護療養型医療施設</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>介護保険施設等の人員、設備及び運営については、国が法令において基準を定めているが、地域の実情に合った行政サービスを提供するためには、それらの基準について地方が定められるようにすべきである。地方が基準を定めた場合の、具体的な事業の実施内容等は、例えば次のようなものである。</p> <p>(1)介護ボランティアの活用</p> <p>ボランティア意識の高揚が見られる現在、意欲のあるボランティアに介護サービスの一翼を担ってもらえる制度を整備することにより、今後益々増大する介護需要に応えられる地域の介護力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>なお、当該提案により、介護ボランティアの導入状況に応じた介護報酬の割引を行うことで、介護給付費の抑制を図るとともに、介護ボランティアのマンパワーの活用により介護職員の処遇の改善にも一定の効果が期待できる。</p> <p>【介護ボランティアの具体的な活用事例】</p> <p>①指定介護老人福祉施設</p>
-----------------	--

②介護職員(生活支援業務を担う常勤職員)1人に代わり、介護ボランティアが常勤換算で3人配置することによって、当該人件費の削減分を、他の職員の処遇向上やケアの質の向上対策に充当し、効率的な経営やケアの質の向上につなげる。

【サービスの質の確保及び介護ボランティアの安定供給対策】

- ・地域支援事業の活用により、介護ボランティアの安定供給を図る
- ・介護ボランティアには、一定の介護研修を義務付ける
- ・介護ボランティアは生活援助系の介護サービスを中心に担う
- ・事業者には、事故等が発生した場合のための保険加入を義務付ける
- ・定期的にサービスの質について確認を行う

(2)EPAによる外国人介護福祉士候補者等の受入れ促進

①現状

高齢化の進展による介護需要の増大に対して、介護の現場においては、介護職員等の慢性的な不足が続いている。

こうした状況を受けて、県内の介護保険施設等では、EPA(経済連携協定)により、意欲ある外国人介護福祉士候補者の受入れを行っている。

しかしながら、当該対象者と直接雇用にも関わらず常勤換算対象からの除外、受入れ施設の限定、在留期間不足による受験回数の制限など厳しい条件となっており、受入れが進まない状況にある。

②問題点

- ・外国人介護福祉士候補者の勤務時間が介護報酬制度における介護職員としての常勤換算対象外である。このため、人件費がすべて施設負担になっている。
- ・在留期間は、3～4年(看護3年、介護4年)であり、介護・看護の国家試験合格に必要な日本語や介護、看護に関する知識、技術を在留期間内に習得することは大変困難である。さらに、介護福祉士候補者は、受験資格に実務経験3年以上を要することから、事実上在留期間内に1回しか受験機会を与えられていない。
- ・外国人看護師候補者の受入れは病院に限定されており、看護師の配置が必須の介護保険施設は対象外となっているため、対象の拡大が必要である。

③解決策

・介護保険施設等における、介護保険法等の人員基準(従業員の員数)において、EPAにより受入れた介護福祉士候補者及び外国人看護師候補者の勤務時間を介護職員等として常勤換算できることとする。

※介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準の条例委任と併せて、以下の事項の措置も求める。

- ・介護福祉士資格取得前の在留期間が最長10年となるよう更新回数の限度を9回とする。
- ・看護師候補者が就労する受入れ施設に介護保険施設を加えるとともに、介護保険施設に受入れた看護師候補者の在留期間が最長10年となるよう更新回数の限度を9回とする。

④効果

- ・これまでの単なる研修生の受入れではなくなり、老人福祉法や介護保険法に基づく人員基準の員数として換算できることや、新たに外国人看護師候補者の就労先が介護保険施設等に拡大することから施設側の受入れが促進される。
- ・介護保険施設等の介護、看護人材の確保が図られ施設の安定的な運営と介護サービスの提供基盤が充実する。
- ・併せて、外国人がもつ性格の明るさなどが日本人職員に好影響を与えることなどから介護の質の向上につながる。
- ・外国人雇用のノウハウが確立され、在日外国人雇用にも結びつくことから、地域経済に好影響が期待される。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
受験機会の拡大については、政府部内で検討している。本件制度に基づく候補者の受入れが進む中、政府としても、就労中の候補者を対象に国家試験対策支援等の措置を講じており、また、現地での追加的日本語研修を検討しているところ、これらの効果を見極める必要もある。なお、仮に滞在期間についてEPAの規定を変更する場合には、相手国政府との交渉を行う必要がある。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の特区提案は、国家試験対策支援として、より一層の措置を講ずるものと考えている。</li> <li>・滞在期間の延長は、外国人候補者、受入施設双方のニーズに沿ったものであることから、たとえ、交渉が必要になっても受け入れられる可能性が高い。</li> </ul>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	III
<p>EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者については、本年度から国家試験対策支援を拡充し、国家試験の見直しを発表するとともに、来年度の概算要求において追加的な日本語研修のための予算計上を行う等、まずは現行受入れ制度の下で改善に向けた努力を行っている。また、昨年11月に閣議決定された「包括的経済連携に基づく基本方針」を受け、国家戦略担当大臣の下に「人の移動検討グループ」を設置し、横断的な議論・検討を開始した(本年6月までに人の移動に関する課題について、基本的な方針を策定)。ご提案も参考にしつつ、政府部内で、厳しい財政状況の中、如何に受入れを一層改善できるか引き続き検討して参りたい。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>在留期間を一挙に 10 年延長することは難しいとのことであれば、まず、第1段階として、介護福祉士試験を1回だけではなく複数回受験できるように在留期間の延長を図られるよう検討されたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	III
<p>「人の移動検討グループ」において、関係省庁間で、候補者の在留期間の延長を含め、候補者の受入れの改善の方策を検討中。「人の移動検討グループ」では、本件候補者受入れを含め、EPAに基づく人の移動に関し、本年6月までに基本的な方針を策定予定。</p>				

## 06 外務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	060020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	世界連邦実現特区(平和巡礼特区に渡航する者への査免)	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1028010
提案主体名	ワールド・ピース・ヒロシマ		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	外務省設置法第4条13 出入国管理及び難民認定法第6条
制度の現状	61の国・地域の外国人について、在留資格「短期滞在」に該当する場合、査証を免除している。

求める措置の具体的内容	外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されること、『広島 平和巡礼』という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼修了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>第18次構造改革特区に提案応募した「平和巡礼特区(提案事項管理番号1023010)」の「世界に通用する平和巡礼パスポート」の理解が誤解釈のまま協議が打ち切りとなったため、その目的が正しく伝わる提案名称を提案理由として「世界連邦実現特区」として再提案応募するものである。</p> <p>予防措置:</p> <p>第18次構造改革特区に提案応募した内容と同一である。また逆に提案を受け入れられる予防措置について御教示賜りたい。前回のやりとりの印象では結果ありきの回答であったことを否めません。建設的な意見交換の場となることを望みます。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
外国人の入国後その滞在地域を「平和巡礼特区」に限定することは困難と考えられるため、「平和巡礼特区」参加者を対象として査証を免除することは困難である。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。
提案主体からの意見	別の角度から「世界に通用する平和巡礼パスポート」の必要性について意見を述べさせていただきます。世界連邦運動協会(会長 海部俊樹)は、2010年9月6日に岡田克也 外務大臣に『第四回 世界連邦実現に関する政策提言』を行っております。7つの提言を実現させるための会議場、あるいは実験場こそが被爆地ヒロシマの使命であると思います。本提案内容は「総合特区制度、『環境未来都市』構想に関する会議」を地球再生に向けて、世界を巻き込んで広島で開催していこうと

提言していることと相違はございません。その際、〈世界に通用する平和巡礼パスポート〉を広島発給させてください、との  
お願いです。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

IV

「特区」という概念において、査免地域(特区)とその他の地域(特区以外の地域)との関係で、一旦査免で「特区」に入った外国人が「特区」以外の地域に移動することを制限する必要がある。従って「特区」とそれ以外の地域の境界に入国審査場を設ける必要があるが、右は現実的には対応困難と考える。

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

世界連邦実現のための〈世界に通用する平和巡礼パスポート〉は、広島が「地球市民」に対して広島発給する旅券＝パスポート、つまり「世界連邦地球市民である身分証明書」です。あくまでも査証＝ビザ「入国許可申請証」ではありません。世界連邦運動WFMは現在 24 の国と地域の加盟団体によって構成されています。世界連邦運動から世界連邦実現のための政策として〈世界に通用する平和巡礼パスポート〉の世界の平和の聖地としての広島発給が必要なのです。本提案についての障害がございましたら御教授願います。技術的には対応可能であることは既に提案理由に示しているとおりです。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

IV

貴団体が提案する〈世界に通用する平和巡礼パスポート〉がどのような目的で作られるか、また、それを所持することで、いかなる効果が生じるのかも判然とせず、かかるパスポート発給の是非について、当省として検討し得る立場にない。

## 06 外務省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	060030	プロジェクト名	境港ゲートウェイプロジェクト	
要望事項 (事項名)	ロシア人を対象とした査証発給要件の緩和	都道府県	鳥取県	
		提案事項管理番号	1052010	
提案主体名	鳥取県			

制度の所管・関係府省庁	外務省			
該当法令等	外務省設置法第4条13 出入国管理及び難民認定法第6条			
制度の現状	ロシアについては査免対象国でないため、入国に際しては査証が必要。			

求める措置の具体的内容	ロシア人が日本に上陸するときに必要とされている査証について、境港を利用して日本に上陸する場合、旅行社による団体観光旅行者に限定して、無査証で48時間、日本国内に滞在可能とする。			
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>ロシアからの訪日客を増やし、地域経済の活性化、観光立国日本の実現に寄与する。</p> <p>具体的には、境港を利用して日本に上陸するロシア人は、旅行社による団体観光旅行の場合、無査証で48時間日本国内に滞在可能とする。</p> <p>提案理由： 境港にはウラジオストク(ロシア)、東海(韓国)を結ぶ環日本海定期貨客船航路が平成21年6月から開設されている(金曜日9:00入港、土曜日19:00出港)。境港周辺には皆生温泉、大山、松江、出雲など外国人観光客を惹きつける観光資源が豊富にある。同航路を活用した日ロ双方からの観光客増を見込み、平成21年12月、ロシアの旅行会社が境港に日本法人を開設しているが、同航路を利用するロシア人の数は少ない。</p> <p>ちなみにロシアにおいては、港湾を限定し、団体観光参加者に限り72時間無査証で領内に滞在することが平成21年5月から可能となった。</p> <p>代替措置： 滞在時間を48時間に限定し、旅行会社が企画する団体観光の旅行者のみ対象とし、日本上陸後は旅行会社の添乗員等が観光客をケアすることによって不法滞在のリスクを回避することができると思う。</p>			

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
一定地域についてのみ本来は査証を必要とする特定の国籍者の入国を認めることは、たとえ団体観光の形式をとったとしても、失踪等を完全に防げるものではないため、困難と考えられる。				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	IV